

薬局開設許可を取得された方へ ～薬局機能情報について～

薬局開設者は、住民や患者の方が薬局の選択を適切に行うために、薬局に関する情報を知事に報告する義務があります。

(根拠：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2)

薬局開設許可を取得されたら、医療機関等情報支援システム（**G-MIS**：ジームス）により速やかに報告を行ってください。

報告内容は、令和6年4月から「医療情報ネット（ナビイ）」により公表しています。



医療情報ネット 大阪府 検索 クリック

医療情報ネット(ナビイ)



G-MISによるオンライン報告

新規報告

薬局開設許可を取得した時
(経営者変更、組織変更、薬局の移転等による許可取得時を含みます)
ユーザ (ID) 登録申請が必要

随時報告

報告内容に変更があった時
薬局開設許可を廃止した時 (廃止年月日を報告)

定期報告

毎年1月から3月までの期間
前年**12月31日**時点の情報 (実績) を報告してください

ユーザ (ID) 登録申請等の手続きの詳細は、
「薬局機能情報提供制度(大阪府HP)」をご確認ください。



薬局機能情報 大阪府 検索 クリック

スマートフォンからは↑

ユーザ (ID) 登録申請時の留意点 **!**

機関コード	薬局開設許可番号や保険機関コードのことではありません。 空白のまま登録申請してください。
薬局名称・所在地	薬局開設許可証に記載の名称・所在地どおりに入力してください。 注) 許可証に記載がない文言の追加や省略は行わないでください。
メールアドレス	薬局固有のメールアドレスを入力してください。 注) 管理者が退職した場合等、G-MIS事務局からのメールが確認できなくなる恐れがありますので、個人使用のメールアドレスは極力使用しないでください。

お問合せ先
大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 医薬品流通グループ
TEL : 06-6944-7129



©2014 大阪府もずやん